電力供給条件仕様書

１　概　要

(1) 件名　　新潟県庁舎で使用する電気の供給

(2) 履行場所　　新潟県庁舎（新潟県新潟市中央区新光町 4-1）

(3) 業種（用途）　　官公署（事務所）

２　仕　様

(1) 供給電気方式等

①供給電気方式　　交流３相３線式

②供給電圧（標準電圧）　６０，０００Ｖ

③計量電圧（標準電圧）　６０，０００Ｖ

④標準周波数　　５０Ｈｚ

⑤受電方式　　２回線受電（本線・予備線）

⑥蓄熱式負荷設備の有無　有

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

①契約電力　　常時電力　２，３５０ｋＷ

予備電力　２，３５０ｋＷ

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。）

②年間予定使用電力量　　７，９１０，８００ｋＷｈ

（月別の予定使用電力量は、別紙のとおり）

(3) 供給期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月３１日まで

(4) 電力量等の検針

①自動検針装置　　有

②電力会社の検針方法　遠隔検針

③計量器の構成　　電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 供給地点

新潟県の敷地境界点における新潟県庁線の管路およびケーブルの標識テープ表示点

(6) 電気工作物の財産分界点

供給地点に施設した新潟県庁線の県庁側ケーブル終端接続点

(7) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

(8) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は毎月１日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は，基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

(10) 力率

見積金額の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとする。

(11)燃料費等調整等

燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は見積金額の算定に当たっては含めないものとするが、2(3)の供給期間において東北電力株式会社が一般需要家に適用するものと同様の条件で燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整を行うものとする。

(12)電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

3 その他

(1) 原則として、入札公告に掲げる供給期間は同一単価とする。

(2) 契約期間中における年間の実績使用量が予定使用電力量に達しない場合でも料金の精算は行わない。

(3) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、契約電力、使用電力量、単価、料金等）を速やかに新潟県総務部管財課へ通知するものとする。

(4) 電気料金の請求は、紙面等にて新潟県総務部管財課へ請求すること。また、電気料金の支払いは口座引き落としとする。

(5) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(6) 契約期間中に電力供給対象庁舎において契約に影響するような工事の予定はない。